令和九年度介護報酬改定に向けた決議（案）

令和九年度介護報酬改定に向けた議論は、大詰めを迎えている。

令和八年度の期中改定では二・〇三％のプラス改定を行い、介護職員等処遇改善加算の上乗せ財源を中心に臨時的対応を図ったところであるが、それでもなお物価や賃金等の上昇に公定価格である介護報酬による対応が追いつかず、厳しい経営状況や深刻な人材確保難等が報告されている。

直近の厚生労働省調査でも、介護従事者（月給・常勤）の平均給与額は約三十六万円（昨年から四・九％の賃上げ）となったものの、五％以上の高水準で推移する全産業の賃上げ速度には及んでいない一方、全体の三十八・三％（施設系サービスでは四十八・二％）が赤字経営となったことが示されている。また、民間調査では在宅系サービスを中心に介護事業者の倒産が過去最多ペースを更新し続けていること等も、経営環境の厳しさを如実に表しており、それぞれの事業所において生産性向上を進めるための財源を捻出することさえままならないなかで、令和九年度改定においては我が国の介護を力強く後支えする取組が求められている。

「骨太の方針二〇二六」で掲げられた「物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る」改定を、是が非でもやり遂げなければならない。

その点から当議連では、政府・与党に対し、令和九年度改定において、以下について十分な対応を求めることをここに決議する。

一、基本報酬を引き上げることを重点に、毎年上昇する物価や賃金の予測を踏まえたプラス改定とすること。

一、特に介護従事者の処遇改善については、全産業の賃上げ率や幅を考慮し、遜色ない賃金の底上げが実現するだけの財源を確保すること。

令和八年十一月十九日

自由民主党介護福祉議員連盟

会長　麻生太郎